

市第 45 号議案 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

1 趣旨

小児の保護者に対し医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、もって小児の福祉の増進に寄与することを目的に実施している小児医療費助成制度の通院助成の対象を拡大します。

さらに医療証の交付に係る手続きを変更するため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案します。

2 現在の助成内容

0 歳児から小学 3 年生までは通院・入院に係る医療費を、小学 4 年生から中学 3 年生までは入院に係る医療費を助成しています（1 歳児以上には保護者の所得制限があります）。

3 改正の内容

(1) 助成対象の拡大

- ・平成 29 年 4 月から、通院助成の対象を「小学 3 年生まで」から「小学 6 年生まで」に拡大します。

(2) 窓口負担額の設定

- ・将来にわたって、持続可能な制度としていくために、受益者の方に一定のご負担をお願いする必要があると考え、新たに助成対象となる「小学 4 年生から小学 6 年生まで」のお子さまは、通院 1 回「500 円まで」の負担とし、「500 円」を超える額を助成します。
- ・このことにより、現在、医療機関の窓口で支払う「3 割負担」から、通院 1 回の上限額「500 円まで」に負担が軽減されます。
- ・なお、保護者の市民税額が非課税の場合は、無料とします。

【参考】

- ・「3 割負担」が「500 円」に満たない場合は、その請求額を負担することになります。
 - ・入院や、処方された院外薬局の薬代には、負担はありません。
- #### (3) 窓口負担の上限額を「500 円まで」とした理由
- ・本市小児医療費助成制度（0 歳児から小学 1 年生まで）において助成した通院 1 回あたりの医療費助成額の約 1 割に相当すること。（平均 517 円／通院 1 回：平成 26 年度実績）
 - ・指定都市の 15 市が通院助成に一部負担金を導入し、その内、9 市が通院 1 回の上限額「500 円まで」としていること。（平成 28 年度導入予定市を含む。自治体により上限設定、非課税者免除、初回のみ負担など内容が異なる。）

(4) 医療証の更新方法の変更

- ・現在、医療証は、誕生月の翌月 1 日から翌年誕生月末日までの 1 年間の医療証を毎月交付しています。
- ・30 年度から、前年所得確定後の 8 月 1 日を基準日とする一斉更新に変更します。
- ・一斉更新への変更に向け、平成 29 年 8 月以降に交付する医療証の有効期限を原則、平成 30 年 7 月 31 日までとします。これにより、集中化による事務の効率化及び事務費の軽減（約 400 万円の減）を図ります。

【例】平成 27 年 8 月 18 日生まれの子の場合

- ・平成 28 年度（現在）の医療証更新
平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 までの 12 ヶ月間の医療証を平成 28 年 8 月 25 日交付
- ・平成 29 年度以降（変更後）の医療証更新
平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの 11 ヶ月間の医療証を平成 29 年 8 月 25 日交付（調整期間）
平成 30 年 8 月 1 日から平成 31 年 7 月 31 日までの 12 か月間の医療証を平成 30 年 7 月 25 日交付（一斉更新）

4 施行期日

- (1) 助成対象の拡大は、平成 29 年 4 月 1 日施行
- (2) 医療証の更新方法の変更は、平成 30 年 8 月 1 日施行
※平成 29 年 8 月から調整期間に入り、一斉更新は、平成 30 年 8 月 1 日となります。

5 参考

- (1) 必要な財源（見込み）
 - ・小学 4・5・6 年生の拡大に、新たに必要となる財源 約 14.9 億円
 - ・通院 1 回の上限額を「500 円まで」（ただし、市民税非課税者約 4,100 人は負担額を無料）とすることにより、約 4.5 億円の削減効果
 - ・拡大所要額 約 10.4 億円 通年化の総事業費は、約 101.1 億円
※28 年度総事業費は約 91.4 億円（準備経費約 0.7 億円含む）
- (2) 助成対象者数（見込み）
 - ・新たに小学 4・5・6 年生を助成対象とすることにより、約 6 万 3 千人増加し、0 歳児から小学 6 年生までの合計が、約 30 万 4 千人となる見込みです。
- (3) 指定都市の実施状況 ※詳細は、別紙「指定都市及び東京 23 区等の実施状況」のとおり

助成内容	中学 3 年生まで	9 市
	小学 6 年生まで	5 市 ※新潟は、子が 3 人以上の場合、高校 3 年生まで
	小学 3 年生まで	5 市
	未就学児まで	1 市
一部負担金 ※主要内容	15 市が通院助成に負担金導入 (平成 28 年 4 月～岡山が導入済、平成 28 年 10 月～福岡、北九州が導入予定) 千葉・新潟・静岡・浜松・大阪・堺・神戸・広島・北九州は、通院 1 回 500 円など ※自治体により上限設定、非課税者免除、初回のみ負担など内容が異なる	

- (4) 県内自治体の実施状況 ※詳細は、別紙「県内自治体別実施状況」のとおり

助成内容	中学 3 年生まで	13 市町村
	小学 6 年生まで	14 市町村
	小学 4 年生まで	3 市
	小学 3 年生まで	3 市（横浜、川崎、茅ヶ崎）
一部負担金	なし	

小児医療費助成の拡充所要額、及び所得制限について

(通年)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
年齢拡大	91.4億円(H28予算) (約24万1千人)											+14.9億円 (約6万3千人)		+25.8億円 (約11万8千人)		
所得制限 撤廃 (入院含む)	-	+5.3億円 (約1万5千人)		+12.3億円 (約3万5千人)		+18.9億円 (約6万3千人)		+26.5億円 (約10万2千人)			+35.2億円 (約14万6千人)					
合計	-	+5.3億円 (約1万5千人)		+12.3億円 (約3万5千人)		+18.9億円 (約6万3千人)		+41.4億円 (約16万5千人)			+61.0億円 (約26万4千人)					

※所得制限撤廃の人数は、所得制限撤廃により、新たに助成を受けられる見込みの人数です。

所得制限の限度額

(参考)

扶養親族等の数	保護者の所得制限限度額(未満)	給与支給額のみの場合の目安(以下)
0人	540万円	733万円以下
1人	578万円	775万円以下
2人	616万円	817万円以下
3人	654万円	860万円以下
4人以上	692万円	902万円以下

※以降、扶養が1人増すごとに38万円加算

- ・神奈川県補助基準における所得制限額が児童手当の旧基準に準じる額となっており、本市においては、この基準額を用いて、所得制限を実施しています。
- ・現在の児童手当は新基準(平成24年6月からの制度)となり、旧基準の所得に90万円加算された額となります。
- ・県内33自治体のうち、所得制限を実施しているのは21自治体で、旧基準は16自治体、新基準は5自治体(川崎市、相模原市、逗子市、大磯町、二宮町(28年4月1日調査時点))です。

小児医療費助成制度 指定都市及び東京23区等の実施状況

平成28年7月1日現在

自治体	対象年齢										入院	所得制限	窓口負担の概要	備考	
	通院														
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3					
1 札幌市	◎											中3	全年齢【新】	0歳～未就学：初診時 医科580円・歯科510円 小1～中3：非課税者の入院：初診時 医科580円・歯科510円 課税者の入院：1割（上限44,400円/月）	
2 仙台市	◎	◎	◎	◎								中3	全年齢【旧】	通院3歳～：初診時 500円 入院小1～：1日500円（月10日まで）	
3 さいたま市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	—	
4 千葉市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	0歳～小3：通院1回300円、小4～中3：通院1回500円 全年齢：入院1日300円 市民税所得割非課税者は免除	
5 横浜市	◎	◎	◎	◎								中3	1歳以上【旧】	—	
6 川崎市	◎	◎	◎	◎								中3	1歳以上【新】	—	
7 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【新】	—	
8 新潟市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	※	※	※		※中3	—	全年齢 通院：1回530円（医療機関ごと月4回まで） 入院：1日1,200円	※子どもが3人以上いる世帯は通院・入院とも高校3年生まで助成
9 静岡市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	1歳～中3 通院：1回500円	
10 浜松市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	全年齢 通院1回500円 入院1日500円	
11 名古屋市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	—	
12 京都市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	1歳以上【旧】	0歳～2歳：通院1医療機関ごとに月200円 3歳～中3：通院1医療機関ごとに月3,000円 通院の上限3,000円/月（償還払い） 全年齢：入院1医療機関毎に月200円	
13 大阪市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	中1以上【新】	全年齢 通院：1医療機関ごと500円（月2回まで） 入院：1医療機関ごと500円（月2日まで） 上限2,500円/月（償還払い）	
14 堺市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	全年齢 通院：1医療機関ごと500円（月2回まで） 入院：1医療機関ごと500円（月2日まで） 上限2,500円/月（償還払い）	
15 神戸市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	～H28.6 3歳以上【旧】 H28.7～ 小1以上【旧】	～H28.6 3歳～：通院1医療機関（薬局含む）ごとに1回500円（2割負担）（月2回まで） H28.7～ 3歳～：通院1医療機関（薬局含む）ごとに1回400円（2割負担）（月2回まで）	※H28.7.1～ 一部負担金減額 未就学の所得制限廃止
16 岡山市	◎	◎	◎	◎	◎	◎						中3	—	H28.4.1～ 通院：1割負担（薬局含む） 上限44,400円/月	H28.4.1～ 対象年齢拡大（未就学～小6）、 一部負担金導入
17 広島市	◎	○	○	○								未就学	～28.12 全年齢【新】 29.1～ 小1以上【新】	全年齢 通院：1医療機関ごとに500円（月4回まで）	※H29.1.1～ 対象年齢拡大予定（通院～小3、 入院～中3） 未就学の所得制限廃止予定
18 北九州市	◎	○	○	○	○	○						中3	3歳以上【新】 子が2人以上はなし	小1～入院 1日500円（医療機関ごと月7日まで） 28.10～ 3歳～未就学 通院：1医療機関ごと500円まで 小1～：通院：1医療機関毎に1,200円まで	※H28.10.1～ 対象年齢拡大予定 一部負担金拡大予定
19 福岡市	◎	○	○	○	○	○						中3	～28.9 3歳以上【旧】 ※28.10～ 小1以上【旧】	H28.10～ 3歳～未就学 通院：1医療機関ごと600円まで 小1～ 通院：1医療機関毎に1,200円まで	※H28.10.1～ 対象年齢拡大予定 一部負担金導入予定 未就学児の所得制限廃止予定
20 熊本市	◎	◎	◎	◎								小3	—	医科3歳以上、歯科5歳以上 1医療機関ごとに月500円まで	
		4	0	0	4	0	0	3	0	0	9		【旧】5、【新】6 【なし】9	14市（1市予定）	
参 東京23区	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	—	
考 町田 市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		中3	—	小1～ 通院1回200円	その他16市1町で一部負担金導入

※小児・所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準、【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額
 ※◎：対象年齢 ○：平成28年度中に対象となる予定
 ※指定都市及び東京23区等のホームページから引用し、本市で取りまとめた資料です

小児医療費助成制度 県内自治体別実施状況

平成28年7月1日現在

自治体	対象年齢										入院	所得制限	窓口負担	備考
	通院													
	就学前	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3				
0 神奈川県	◎										中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円 通院：1回200円	0～3歳まで窓口負担はなし
1 横浜市	◎	◎	◎	◎							中3	1歳以上【旧】	—	
2 川崎市	◎	◎	◎	◎							中3	1歳以上【新】	—	H28.4.1から小学3年まで拡大
3 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【新】	—	
4 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【旧】	—	
5 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	小1以上【旧】	—	H28.4.1から中学3年まで拡大
6 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	小1以上【旧】	—	
7 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	中1以上【旧】	—	
8 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	中3	1歳以上→小1以上【旧】	—	H28.6.1から就学前の所得制限撤廃 H28.10.1から通院の対象年齢を中学3年生までに拡大予定
9 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎							中3	4歳以上【旧】	—	
10 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【新】	—	
11 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	小5以上→小6以上【旧】	—	H28.4.1から小学6年までに拡大 所得制限を小学6年以上に変更
12 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎	○	○				中3	1歳以上【旧】	—	H28.10.1から小学6年生までに拡大予定
13 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
14 大和市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	1歳以上【旧】	—	
15 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎	○	○				中3	1歳以上【旧】	—	H28.10.1から小学6年生までに拡大予定
16 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
17 座間市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【旧】	—	
18 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—	
19 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	なし	—	
20 葉山町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	中学生以上【旧】	—	
21 寒川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【旧】	—	
22 大磯町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	1歳以上【新】	—	
23 二宮町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	小1以上【新】	—	
24 中井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
25 大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	H28.4.1から中学3年まで拡大
26 松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
27 山北町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
28 開成町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	3歳以上【旧】	—	
29 箱根町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
30 真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
31 湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				中3	なし	—	
32 愛川町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
33 清川村	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	中3	なし	—	
	0	0	0	3	3	0	14	0	0	13		【旧】16、【新】5 【なし】12		

※小児・所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準、【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額
 ※◎：対象年齢 ○：平成28年度中に対象となる予定
 ※神奈川県が県内市町村に調査した資料を引用しています

<p>は、11歳に達する日の翌日</p> <p>シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日</p> <p>第4条第3項中「クまで」を「サまで」に、「同号ケ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の3号を加える。</p> <p>(10) 10歳に達する日の属する年の7月1日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10歳に達する日の翌日</p> <p>(11) 11歳に達する日の属する年の7月1日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11歳に達する日の翌日</p> <p>(12) 12歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、12歳に達する日の翌日</p> <p>第2条 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条第1項中「次項各号」を「次項」に改め、同条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の」に改め、同項各号及び同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。</p>	<p>は、11歳に達する日の翌日</p> <p>シ 対象幼児等が12歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、12歳に達する日の翌日</p> <p>第4条第3項中「クまで」を「サまで」に、「同号ケ」を「同号シ」に改め、同項第9号中「同日以後の最初の3月31日」を「10歳に達する日の属する月の末日」に改め、同項に次の3号を加える。</p> <p>(10) 10歳に達する日の属する年の7月1日から11歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、10歳に達する日の翌日</p> <p>(11) 11歳に達する日の属する年の7月1日から12歳に達する日の属する月の末日までの間にある対象幼児等については、11歳に達する日の翌日</p> <p>(12) 12歳に達する日の属する年の7月1日から同日以後の最初の3月31日までの間にある対象幼児等については、12歳に達する日の翌日</p> <p>第2条 横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第4条 (削除)</p> <p>第2項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」を「医療取扱機関において医療を受けた日が1月から7月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときは当該医療を受けた日の属する年の前年の」に改め、同項各号及び同条第3項を削り、同条中第4項を第3項とする。</p>
--	--